

手続案内（産業技術課）

部局名	所属名
産業労働部	産業技術課
手続名	
基準器検査	
根拠法令	
計量法	
条項	
第102条第1項	
手続対象者	
計量法第102条第2項に該当する者	
提出先	
計量検定所	
提出時期	
基準器検査を受けようとするとき	
提出書類	
① 基準器検査申請書	
手数料	
480円～13,600円	
審査基準	
計量法第103条	
標準処理期間	
14日	
相談窓口	
計量検定所	
備考	